

米子市監査委員告示第10号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年12月7日

米子市監査委員 住田篤美
米子市監査委員 陶山晃
米子市監査委員 笠谷悦子

1 監査の対象

健康対策課

2 監査の範囲

主として平成24年4月1日から同年7月末日までに執行された財務に関する事務

3 監査期日

平成24年9月27日

4 監査を執行した監査委員

住田篤美・陶山晃・笠谷悦子

5 監査の概要

健康対策課は福祉保健部に所属し、組織は別図のとおりで、その主な担当業務は、次のとおりである。

- (1) 保健事業の総合企画調整に関すること。
- (2) 保健衛生指導に関すること。
- (3) 妊娠の届出及び母子健康手帳の交付に関すること。
- (4) 予防接種に関すること。
- (5) 老人、成人及び母子の健康管理に関すること。
- (6) 感染症の予防及びそのまん延の防止に関すること。
- (7) 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業に関する事務

ること。

- (8) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による特定健康診査及び特定保健指導に関すること（市民生活部保険年金課の所掌に属する事項を除く。）。
- (9) ねずみ族、昆虫等の駆除に関すること。
- (10) 犬の登録及び狂犬病の予防注射に関すること。
- (11) 米子市保健センターに関すること。
- (12) 福祉保健総合センターに関すること。

今回の監査は、当課が担当する業務のうち、予算の執行と經理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼に実施した。

なお、当課における平成24年度の一般会計の歳入歳出予算執行状況（平成24年7月末日現在）は、別表のとおりであった。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 予算の執行と經理事務

- ア 資金前渡に関する事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。
- イ 旅行に関する事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。
- ウ 補助金に関する収入事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。
- エ 負担金に関する収入事務について、関係書類を監査した結果、調定決議書において正当決裁者の決裁がないものがあったので、今後、適正に事務処理すること。
- オ 手数料に関する収入事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。
- カ 行政財産使用料に関する収入事務について、関係書類を監査した結果、調定する時期を誤っているものがあったので、今後、適正に事務処理すること。
- キ 負担金及び補助金に関する支出事務について、関係書類を監査した

結果、適正に事務処理されていた。

- ク 報償金に関する支出事務について、関係書類を監査した結果、乳幼児健診において、支払の根拠となる健診実施報告書の訂正に際し、訂正印を押印することなく報償金を支払っているものがあったので、今後、適正に事務処理すること。
- ケ 委託料に関する支出事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。
- コ 米子市福祉保健総合センター（以下「総合センター」という。）の管理に関する指定管理料の支出事務について、関係書類を監査した結果、適正に事務処理されていた。
- サ 指定管理者が行う総合センターの管理業務のうち、施設の使用許可並びに施設等の使用料の徴収の適否、額の算定及び減免について、抽出により関係書類を監査した結果は、次のとおりである。
- (ア) 施設の使用許可について、許可する際に教示文が記載されていない使用許可書を交付していたので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）等の関係法令の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。
- (イ) 施設等の使用料の徴収の適否及び額の算定について、米子市福祉保健総合センター条例（平成17年米子市条例第115号）及び市長が定めた基準に基づき、適正に事務処理されていた。
- (ウ) 施設等の使用料の減免について、減額し、又は免除する額に違算はなかったが、減免申請書において、決定欄に減免決定理由が記載されていないもの及び申請を受ける者を米子市長とすべきところを誤って指定管理者名が記載されているものがあったので、今後、適正に事務処理すること。
- シ 健康対策課所管の米子市保健センターの施設の使用許可に関する事務について、関係書類を監査した結果、許可する際に教示文が記載されていない使用許可書を交付していたので、行政不服審査法等の関係法令の規定に基づき、今後、適正に事務処理すること。
- ス 時間外勤務手当等に関する事務について、関係書類を検算し、及び照合した結果、時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給対象時間数に違算はなかったが、時間外勤務等命令簿の「月60H超累計」欄に勤務日ごとの日計及び累計の時間数並びに1か月分を集計した時間数を全て記入していなかったので、今後、適正に事務処理すること。

（2）公有財産の管理事務

ア 行政財産の目的外使用許可に関する事務について、関係書類を監査した結果、行政財産使用許可書において、使用許可申請書に記載されていない事項を、当該行政財産の用途として誤って記載しているものがあったので、今後、適正に事務処理すること。

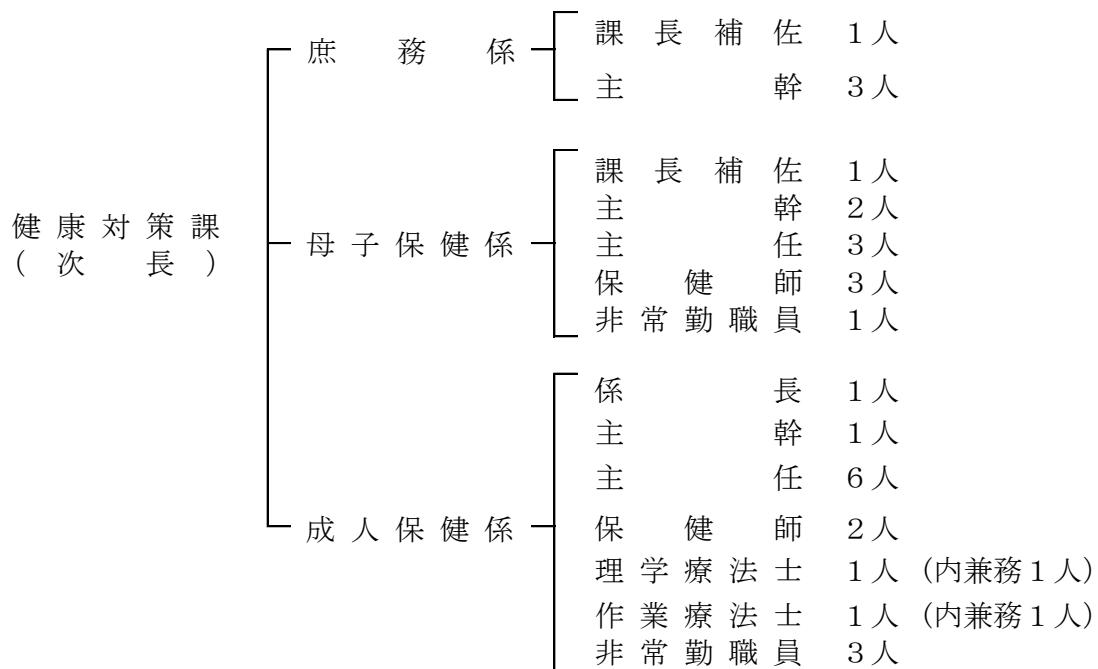
イ 公有財産台帳に関する事務について、健康対策課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、土地台帳副本及び公有財産定期異動報告書の記載を誤っているものがあったので、今後、適正に事務処理すること。

(3) 物品の管理事務

ア 備品の管理について、個別備品データ一覧表を基に、抽出により現品と照合した結果、保管場所の変更について、毎年行う備品記録との照合の際に、会計課長に報告していないものがあったので、今後、適正に事務処理すること。

イ 郵便切手類の管理について、現品（切手等）と郵便切手類の出納に係る残高簿の残数とを照合した結果、符合した。

別 図 組織図



別表 平成24年度一般会計歳入歳出予算執行状況（平成24年7月末日現在）

歳 入		(単位 ; 円 . パーセント)				
費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 濟 額	B - C 収 入 未 濟 額	C/A	C/B
民 生 使 用 料	7,000	8,000	7,400	600	105.7	92.5
衛 生 手 数 料	3,975,000	3,056,150	3,052,600	3,550	76.8	99.9
衛生費国庫補助金	14,550,000	0	0	0	0.0	—
衛生費県負担金	17,982,000	0	0	0	0.0	—
衛生費県補助金	114,686,000	35,781,000	32,680,000	3,101,000	28.5	91.3
雜 入	133,824,000	451,060	309,060	142,000	0.2	68.5
合 計	285,024,000	39,296,210	36,049,060	3,247,150	12.6	91.7

歳 出		(単位 ; 円 . パーセント)				
費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 濟 額	A - C 予 算 残 額	C/A	C/B
福祉保健総合センター費	75,889,000	75,604,445	33,144,970	42,744,030	43.7	43.8
保健衛生総務費	404,229,000	137,932,463	116,386,165	287,842,835	28.8	84.4
健康増進事業費	384,915,000	9,850,253	8,880,526	376,034,474	2.3	90.2
予 防 費	473,716,000	92,528,403	91,112,202	382,603,798	19.2	98.5
環 境 衛 生 費	473,000	0	0	473,000	0.0	—
労 働 諸 費	6,568,000	902,150	462,478	6,105,522	7.0	51.3
合 計	1,345,790,000	316,817,714	249,986,341	1,095,803,659	18.6	78.9